

調整会議での意見まとめ

（対象病院の役割）

- 全圏域で対象病院（10病院）の地域又は全国における役割が必要なものと確認

（病床稼働率・規模、公的資金）

- 公立病院の一部で「病床稼働率の低さから病床規模が適正か」「公的資金の投入に合った内容となっているか」という意見があった。

（その他）

- 基準そのものや公表の妥当性を問う意見、患者・スタッフ・地域住民の動揺を訴える意見
各自治体の議会の反応の報告 等

※ 令和元年度第2回調整会議以降の動き

- 1 厚生労働省プレス「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付）《参考資料1》
→ 東京都済生会中央病院が再検証対象病院から外れる。（紙レセプト（公費等）の手術実績を追加）
- 2 厚生労働省医政局長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」《参考資料2》
（令和2年1月17日付医政発0117第4号）
→ 正式通知（次ページで一部内容抜粋）

厚生労働省正式通知《一部抜粋》

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付医政発0117第4号）

1（2）再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証について

都道府県から要請を受けた再検証対象医療機関は、以下①～③について検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において、再検証を経た上で合意を得ること。

- ① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割
- ② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等）
- ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動

この際、再検証対象医療機関は、既に病床数や病床機能の再編等について、一定の対応をとることで地域医療構想調整会議の合意を得ている場合においても、構想区域内の他の医療機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、その合意内容の妥当性について明示的かつ丁寧な説明を行い、改めて合意を得ること。

1（3）構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証について

「類似かつ近接」の要件に6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。）該当している公立・公的医療機関等を有する構想区域については、…構想区域全体における、領域（今般分析対象とした6領域を必ず含むものとし、必要に応じて他の領域を含めるものとする。）ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について検討し、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。

この際、別途提供する「公立・公的医療機関等と競合すると考えられる民間医療機関リスト」等を参考に、再検証対象医療機関や当該領域において「類似かつ近接」とされた公立・公的医療機関等のほか、地域の状況を踏まえ、必要な民間医療機関の参加を得た上で議論すること。

…「診療実績が特に少ない」の要件に9領域全て該当している公立・公的医療機関等を有する構想区域においても、…構想区域全体における2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について検討する必要があると判断する場合には、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。

1（4）一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当した公立・公的医療機関等への対応

…再検証対象医療機関でなくとも、一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」（人口100万人以上の構想区域を除く。）の要件に該当した公立・公的医療機関等の具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において改めて議論すること。

この際、当該医療機関のうち、…具体的対応方針が、第7次医療計画における役割及び平成29年度病床機能報告上の病床数からの変更を伴っていない医療機関等については、構想区域の他の医療機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、当該医療機関の具体的対応方針の妥当性について改めて確認するなどし、引き続き議論を進めること

2 具体的対応方針の再検証等の期限及び議論の状況把握について

…2020年度から2025年までの具体的な進め方については、状況把握の結果を踏まえ、また、地方自治体の意見も踏まえながら、厚生労働省において整理の上、改めて通知する。